

令和5年7月26日 開 会
令和5年7月26日 閉 会
令和5年7月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

目 次

第1号（ 7月26日 ）

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・議案質疑(報告第3号 専決処分の報告について)	7
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(議案第41号)	9
議案上程・提案理由説明・採決(同意第14号)	10
議員派遣の件について	11
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について	11
閉 会	11

川南町告示第112号

令和5年第2回(7月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年7月21日

川南町長 東 高 士

- 1 期日 令和5年7月26日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	乙津 弘子 君	2番	内藤 逸子 君
3番	蓑原 敏朗 君	4番	田中 宏政 君
5番	河野 禎明 君	6番	児玉 助壽 君
7番	中村 昭人 君	8番	米田 正直 君
9番	中瀬 修 君	10番	小嶋 貴子 君
11番	三原 明美 君	12番	徳弘美津子 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

令和5年第2回(7月)川南町議会臨時会会議録

令和5年7月26日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年7月26日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第41号 工事請負契約締結について
- 日程第6 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(12名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	9番 中瀬 修 君
10番 小嶋 貴子 君	11番 三原 明美 君
12番 徳弘 美津子 君	13番 河野 浩一 君

欠席議員(1名)

8番 米田 正直 君

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	……………東 高 士 君	副町長	……………河 野 秀 二 君
教育長	……………坂 本 幹 夫 君	会計管理者・ 会計課長	……………山 本 博 君
総務課長	……………小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	……………甲 斐 玲 君
財政課長	……………川 崎 紀 朗 君	税務課長	……………米 田 政 彦 君
町民健康課長	……………谷 講 平 君	福祉課長	……………渡 邊 寿 美 君
環境課長	……………河 野 英 樹 君	産業推進課長	……………河 野 賢 二 君
農地課長	……………大 山 幸 男 君	建設課長	……………黒 木 誠 一 君
上下水道課長	……………大 塚 祥 一 君	教育課長	……………三 好 益 夫 君
代表監査委員	……………永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。

ただいま米田議員から病気のため欠席するとの届け出がありましたのでご報告します。

ただいまから令和5年第2回川南町議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月現金出納検査並びに指定金融機関監査の結果についての報告はお手元に配付してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本議会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、河野禎明君及び児玉助壽君を指名します。

日程第4、報告第3号専決処分の報告についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（東 高士君） 専決処分の報告についてご説明をいたします。

報告第3号は、地方自治法第180条の第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容に関しましては、専決処分書にありますとおり、令和5年3月分の所得税納付が2日遅れたため、6月に高鍋税務署から不納付加算税を課税されたもので、6月20日に専決処分を行い、6月23日に納付しております。

なお、詳細につきましては、総務課長に補足説明させます。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（小嶋 哲也君） 報告第3号につきまして、その補足説明を申し上げます。

今回、源泉所得税の納付が法定納期限から2日遅れたため、高鍋税務署から不納付加算税が課税されました。

不納付加算税は、国税通則法第67条で定められており、法定の期限までに源泉所得税が納付されなかった場合に、故意のときは、その源泉所得税額の10%それ以外のときは5%課税されることとなっています。今回の不納付加算税額は、納付した所得税174万円の5%にあたる、8万7000円となります。本町では、職員給与や各種報酬の源泉所得税を対象月の翌月初旬に事務処理し、法定納期限の10日までに納付していましたが、4月は1日、2日が土日であったため、4日に支出調書を起票しました。その際、会計課の年度初めの繁忙期を想定しておらず、10日までの支払いということをしかりと伝えていなかったため、納付が2日遅れとなり、不納付加算税額が発生してしまいました。このことは、職員間の連携が取れていれば防げたことであり、今後このようなミスが発生しないように十分注意していきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

なお、過失により、結果として国に損害を与え、その損害を補填するという趣旨になると考えられるため、損害賠償の額の決定として専決したものになります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提出者の報告並びに補足説明を終わります。

ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 今の補足説明でわかったんですけど、職員間の連携が取れていれば防げたことであったという報告ですが、なぜ連携が取れていなかったのか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

職員間の連携が取れていなかったということですが、ちょうど会計課の方も繁忙時期ということもあるんですけども、通常、支出調書は口座振替とその他の振替支払いという名目があるんですが、口座振替の場合は毎週金曜日に会計課の方に提出されたら翌週の金曜日に処理されます。それ以外の調書につきましては、最短で2日というルールを作っております。ただ今回、納期限について記入がなかったものですから、歳出担当も変わったばかりということで、かなりの調書が回ってきておりました。

その中で、納期限が入っているものだけを優先して処理をしてしまったということで、そこに納期限が書いてあれば、間違いなく収められたと考えられるんですけども、その辺で連携がちょっと取れてなかったかなというふうに反省しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 連携が取れてなかったって忙しかったということはわかるんですけど、

これってダブルチェックはされていなかったんでしょうか？

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。ダブルチェックということですので、一応会計課の方ではですね、会計課長の方も確認はしているんですけども、その後調書を回していますので、その中でまた支出担当がチェックするという体制ではあるんですけども、今回はたまたまその納期限が入ってなかったものを後回しにしてしまったということになっております。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） 2点ほど質問いたします。まず第一点は確認ですけど、4月はということですけど、これは3月分の報酬等に関わるということ意味なんでしょうか？それと第二点です大変あってはならないことがあったわけですけど、今後起こらないようにするために、どのような対応をされるかについてお伺いします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 蓑原議員の御質疑にお答えします。

まず1点目の3月分ですかということですけども、はい、毎月締めた翌月に支払いを行いますのでこれにつきましては3月分になります。

今後につきましては、やはり先ほど言いましたように、調書の方にですね、確実に支払期日を入力すると、そういったことで対処していきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） ただ、担当部署だけでなく、役場全体というんですか、全課にわたる問題として捉えていただいて、ぜひ全職員共有するように御指導していただきたいと思っております。

○総務課長（小嶋 哲也君） こういった案件はですね、全課で共有するように努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 報告第3号専決処分の報告について質疑をさせていただきます。この説明にありますと、3月分の所得税の納付が2日遅れて、翌月の10日までに納められたなかったのが2日過ぎたので、その2日分の追徴課税が来た。3月分の所得税なので4月の10日までに払わなくちゃいけなかったということですよ。その指摘その納付はしたと、ただ6月に税務署から課税をされたってありますけど、その間、このいわば手続きのミスというものはどのように共有をされたかと。分かってたんですよ、その追徴が来るってことは。分かってたということですかね。まずそれを。

○総務課長（小嶋 哲也君） 中村議員の御質疑にお答えします。4月10日に納付が12日に納付されたということで、その後に6月2日にですね、税務署の方から不納付加算税額の通知が来ております。これが届くまではですね、その間っていうのはこちらも担当者としてはもう支払いが進んでいるというふうに認識していましたので、気づいておりませんでした。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 通知が来るまでわからなかったということです。こういった手続きミスはですね、起こりうるということで先ほどの質問ありましたとおり、今後どう防ぐかということが大事なんだろうというふうに思いますが、もう一点ですね、町長にちょっとお伺いしますが、以前町長がちょっとどこでおっしゃったかわかりませんが、こういった事故事件が発生した場合には速やかに報告をするというような趣旨の発言をされたかというふうに思います。これが分かって本日まで今回報告として専決処分で上がってきてますけど、これが7月、これがわかってから、例えば議会に対して説明をする機会っていうのが議会勉強会もあった中であつたと思うんですけども、今後こういったときにですね、町長がどのように報告をされるお考えなのか。ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○町長（東 高士君） こういう不祥事というのはあつてはならないことだろうというふうに思っております。そういうのが発生して、わかったならば速やかに議会といいますかね、も含めて皆さんに公表するというのがやっぱりあるべき姿じゃないかなというふうに思っております。誠に金額のですね、やはり多少じゃなく、やはり不祥事は不祥事ですので、速やかに報告するというのがやっぱり行政のあるべき姿じゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議員（中村 昭人君） 6月の20日に専決処分を行いということですので、この町長がこの不祥事、手続きミスがあつたということはその前に把握をしてたということだろうと思えます。これ公約というかですね、町長がおっしゃったその速やかに報告をするということをおっしゃってますのでぜひ機会を見てですね、こういったことは今回、専決処分に上がる前にでもですね、報告等があつた方が私は妥当でないかなというふうには思っております。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 報告第3号専決処分の報告についてですが、税務署から指摘を受けて6月の20日に専決処分を行いとありますが、専決処分などでもう支払いをされたということですが、支払い結局補正予算というものは提案されてないので、どのようにお支払いをされてどの項目の中で支払いをされたのか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 徳弘議員の御質疑にお答えします。

当初予算の方で100万ほどですね賠償金の方を組んでおりますので、そちらの方を使いまして支出調書を作成して支払いを済ませております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 了解しました。賠償金、賠償金というのはやはりそういうことも踏まえた賠償金という捉え方で、これからも考えていったらいいということでしょうか。こういうことあんまりあつてはならないと思うんですが。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質疑にお答えします。賠償金ですので、この科

目に使う科目にてですね、今後対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） もう、この提案見ますと、法定期限から2日遅れたため、不納付加算税が課税されましたじゃろけん、税金の場合は、納付義務があるわけですから、義務を怠ったってことでやってますので町財政を統括する管理責任者の怠る事実になると私は思うわけですが、最後のところに、なお、過失による結果として国に損害を与え、その損害を補填するという趣旨になるって書いてあるが、この損害を補填する財源は、町の財源であります、国に損害を与えたが、与えたこと以上に、町に損害を与えたことになると思うわけですが。その損害の町に損害を与えた金額ですね、町の財源損害与えたって損害に対して何、補てんせんでいいの。そういう問題も出てくるわけですが。町長、統括する管理責任者として、町に与えた損害をどうやって補填すつとですか。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの児玉議員の御質疑にお答えします。

損害、町が被った損害についてですね、補填はということですが、今回この事件が発生してですね、担当職員等にもやはり聞き取りをしております。その中で、故意ではありませんので、指導のみということで、重大な過失というまでにはいかないんじゃないかなということでそこまで損害賠償のですね、請求までは考えていないところであります。以上です。

○議員（児玉 助壽君） もう国の損害を与えた、これを、ものすごい重要視しとるけども、私はこの町に損害を与えたことののが大事なっちゃつともあるっちゃけんどんよ。

町に損害を与えておいて専決処分しました、はいはいシャンシャンで終わりましたじゃそれで片付けていい問題かどうか町長に聞きよるわけですが、どうですか町長答えられませんか、そこへんのところ。

先の議会での学校問題廃止に対して、もう議案を廃止する議案を提案する権利、権利はものすごい主張されましたが、やっぱ権利を主張するってやったらやっぱそれなりの責任のある答弁をするべきじゃないですか、町長。責任も果たさんで権利ばかり主張したら笑われますよ。

○町長（東 高士君） 確かにですね、こういうミスを犯したということは申し訳ない。

町民の皆さんに金額的には8万7000円ですけども、そういう損害を与えたということは事実でありますので、心からお詫び申し上げます。以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（乙津 弘子君） 8万7000円という数字で、連想ゲームのように思い出したんですが、昨年、私は議会傍聴席でそのとき1人だったかな、何人だったか、とにかくほぼ1人だったと思うんですが、9万円という延滞の税金の延滞のために、ここに隣にいる内藤議員、それから税務課長の間にごいやり取りがあって私はそれを一部始終見聞きしたんですが、

9万円か、それで結局最後は、あまりにひどい取り立てで、途中、前町長が内藤さんに前税務課長の取り立てに行く人の気持ちと、それから、あの内藤さん、そして取り立てられている母子4人、このことを比べて、税務課長の気持ちも考えてあげてください。寄り添ってあげてください。私びっくりしました。取立てをされる側の人と、税務課長、税務課員、同じレベルで、それを前町長が私内藤さんが必死で答えてたのを覚えてますが、結局その最後私は、これは、人権問題であると同時に、若者3人とそのお母さん、元々川南の方が高鍋にもうたまらなくて引っ越してしまう。という結末でした。それを聞いたとき私はぱっと4人分の収入この町におったら4人分がどれだけこの町にいろんなものをもたらしてくれるか、そのことを思いました。そしたらここで8万7000円というのが出てきました。

〔「議長、要点を外れてないね。」と発言するものあり〕

外れてない、黙りなさい。8万7000円を、そのときのことで、比べてみて、もう少し重要に考えてほしい。9万円で町を追い出されたような形になっている。この8万7000円は、そのほぼ同じ金額です。

私は町民の目で本当に言っております。もっと職員がそして執行部がしっかりこのお金を、9万円で高鍋に行ってしまった。元々この町の人だったようです。そのことを思い出してください。私はそれが言いたいです。

○議長（河野 浩一君） 途中は外れたけど最後はまた8万7000円の話になったからいいんじゃないかと私は思います。

これに対して返答は、誰かありますか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 今回ですねこのような事態を起こしてしまっ大変申し訳なく思っております。今後ですねこのようなミスがないように先ほどの町民の気持ちも考えながらですね、対応していきたいと思っております。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（河野 浩一君） 児玉議員、人の発言をするときはよそから言わんでください。私が気がついたら注意します。事務局と一緒に相談してやります。

他に質疑ありませんか。

以上で報告を終わります。

日程第5、議案第41号工事請負契約締結についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案についての提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 議案41号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、川南町文化ホール舞台照明設備更新工事について、入札の結果、株式会社一色設備工業代表取締役、一色順二氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第

2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。
よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第41号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

全員議員控室に移動願います。

午前9時31分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

本会議は、臨時会につき、委員会付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議がないようですので、委員会付託を省略し、討論採決を行います。

議案第41号工事請負契約締結について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議案第41号工事請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6、同意第14号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読は省略します。

本案件について、提出者の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 同意第14号につきましてその提案理由を御説明申し上げます。

現在の農業委員会の委員の任期が令和5年7月で満了になりますが、1名同意をいただ

けていない状況であり、農業委員会の委員等定数条例に基づき、当該1名につき委員として任命していただきたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

委員の選考に関しましては、法律等に定められている選任要件を満たし、農業委員会の所掌に係る事項に関し、その職務を適切に行うことのできる方を選任いたしました。御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提出者の説明を終わります。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

これから同意第14号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

はい、ありがとうございます。

起立多数であります。

したがって、同意第14号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務、継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

異議がないのでそのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、令和5年第2回川南町議会臨時会を閉会します。

午前10時50分閉会